

閉会中の調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
総務文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書に関すること。 ・議会及び行政一般に関すること。 ・文書及び法制に関すること。 ・情報公開及び個人情報保護に関すること。 ・統計調査に関すること。 ・防災及び危機管理に関すること。 ・組織及び職員定数に関すること。 ・職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 ・税の賦課徴収に関すること。 ・債権の調査及び徴収に関すること。 ・消防に関すること。 ・総合計画及び新市建設計画に関すること。 ・重要政策の立案及び調整に関すること。 ・事務管理に関すること。 ・広域行政に関すること。 ・行政改革の推進に関すること。 ・合併に係る調整事項に関すること。 ・総合教育会議に関すること。 ・予算その他財務に関すること。 ・市有財産に関すること。 ・情報処理及び情報化に関すること。 ・市立大学に関すること。 ・地域づくりに関すること。 ・市民活動に関すること。 ・国際交流に関すること。 ・人権及び男女共同参画に関すること。 ・シティセールスに関すること。 ・観光に関すること。 ・広報に関すること。 ・文化に関すること。 ・スポーツに関すること。 ・入札及び検査に関すること。 ・教育に関すること。 ・選挙事務に関すること。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 ・市役所庁舎改修事業に関すること。 ・学校給食に関すること。 ・新型コロナウイルス感染症に関すること（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 ・地域交流センターに関すること。 ・L A B Vに関すること。 ・地域運営組織に関すること。 ・中学校部活動の地域展開に関すること。 	令和8年3月 定例会前日まで 継続して閉会中調査する。

民生福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍及び住民記録に関すること。 ・支所及び出張所に関すること。 (民生福祉常任委員会所管部分に限る。)。 ・防犯及び再犯防止に関すること。 ・交通安全に関すること。 ・広聴に関すること。 ・消費生活に関すること。 ・廃棄物の減量及び処理に関すること。 ・環境保全及び公害防止に関すること。 ・火葬場に関すること。 ・空き家等の適正管理及び利活用に関すること。 ・証明書コンビニ交付に関すること。 ・マイナンバーカードに関すること。 ・成年後見制度の利用促進に関すること。 ・環境衛生に関すること。 ・健康福祉行政の総合調整に関すること。 ・社会福祉に関すること。 ・福祉事務所に関すること。 ・国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。 ・健康増進に関すること。 ・介護保険に関すること。 ・在宅介護者支援に関すること。 ・保健衛生に関すること。 ・保育所に関すること。 ・子育て支援に関すること。 ・障害者・高齢者福祉に関すること。 ・スマイルエイジングに関すること。 ・児童館に関すること。 ・児童クラブに関すること。 ・福祉センターに関すること。 ・高齢者福祉優待バス乗車証に関すること。 ・病院経営に関すること。 ・地域医療に関すること。 ・在宅医療介護連携に関すること。 ・急患診療に関すること。 ・新型コロナウイルス感染症に関すること (民生福祉常任委員会所管部分に限る。)。 	〃
-----------	---	---

産業建設常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・商業及び工業に関すること。 ・企業立地に関すること。 ・労政に関すること。 ・公共交通に関すること。 ・農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。 ・卸売市場に関すること。 ・小型自動車競走事業に関すること。 ・道路及び橋梁<small>りょう</small>に関すること。 ・河川及び港湾に関すること。 ・都市計画に関すること。 ・駐車場事業に関すること。 ・都市開発に関すること。 ・公園及び緑地に関すること。 ・下水道及び農業集落排水に関すること。 ・建築及び住宅に関すること。 ・水道事業に関すること。 ・新型コロナウイルス感染症に関すること (産業建設常任委員会所管部分に限る。)。 ・有害鳥獣対策に関すること。 	〃
議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期議会の会期日程等の議会運営に関する事 件及び議長の諮問事項に関すること。 	〃